

県の意見及び要望事項について

1 「県の意見」

大店立地法「指針」に照らし、設置者が示した予測及び対応が不十分と判断されるもの。

「県の意見」は法第8条第4項に基づくものであり、「意見」を通知した場合、設置者は法第8条第7項に基づく「変更届」または「変更しない旨の通知」を県に対し行わなければならない。

また、県の意見が通知された場合、設置者は法に基づく変更の届出または通知の日から2月の間、新設または変更を行うことはできない。

2 「要望事項」

福島県が独自に実施しているもの（法に基づくものではない）。

大店立地法「指針」の基準は満たすものの、周辺生活環境の保持の観点から配慮が必要と判断するものについて、「要望事項」として設置者に通知している。

なお、平成22年度届出分より、要望事項については下記の運用としている。

(1) 個別的要望事項

周辺環境や店舗の立地特性から、特に個別具体的に配慮を求める必要があり、その具体的な対応策について、設置者から書面による回答を必要とする事項。

(2) 一般的要望事項

大店立地法に基づく一般的な配慮事項について適切な対応を求めるものであり、設置者からの回答は求めない。すべての届出に対し、通知しているもの。

一般的要望事項

1 交通に係る事項

- (1) 来退店車両による周辺道路の混雑緩和の対策に万全を期すこと。
- (2) 交通事故防止及び交通安全の対策に万全を期すこと。

2 防犯に係る事項

少年非行防止及び犯罪発生防止の対策に万全を期すこと。

3 騒音の発生に係る事項

苦情が発生した場合は必要に応じて実態調査を行うとともに、迅速かつ適正な対策を講じること。

4 廃棄物に係る事項

廃棄物減量化及びリサイクル推進に関する適切な対応に努め、苦情等の問題が発生した場合は迅速かつ適正な対策を講じること。

5 街並みづくり等への配慮等に係る事項

- (1) 景観等周辺の街並みとの調和を図るよう努めること。
- (2) 光による苦情が発生した場合は必要に応じて実態調査を行うこと。